8～10　［略］

11　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［略］	
第九項第二号	［略］	
第九項第六号	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
	一時限	三時限

12　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に	現に
	若しくは普通免許	又は普通免許
	者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）	者
	それぞれ一時限又は三時限	三時限
第九項第二号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）	四時限
第九項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

備考　表中の［　］の記載は注記である。

7～9　［同上］

［一項ずつ繰り下げる。］

10　第八項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	［同上］	
第八項第二号	［同上］	
第八項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数

［項を加える。］